

浄水場等運転管理業務

仕 様 書

令和8～10年度

第1条	目的	1
第2条	業務の履行	1
第3条	法令等の遵守	1
第4条	履行期間	1
第5条	業務対象施設	2
第6条	業務の内容	2
第7条	提出書類	2
第8条	業務の対応	2
第9条	業務の実施体制	3
第10条	総括責任者	3
第11条	業務従事者	4
第12条	業務の記録等	4
第13条	日常の業務引継	4
第14条	緊急時の対応等	4
第15条	適切な措置	4
第16条	安全衛生管理	4
第17条	安全教育及び訓練	5
第18条	受託者の費用負担	5
第19条	委託者の費用負担	5
第20条	施設等の使用	5
第21条	貸与品等	6
第22条	従事者等の規律及び服装等	6
第23条	実施状況の確認	6
第24条	委託料の支払	6
第25条	守秘義務	6
第26条	履行期間終了にともなう業務の引継	6
第27条	リスクの負担	7
第28条	雑則	7
第29条	疑義	7

(目 的)

第1条 本仕様書は、鳴門市及び北島町が共同で維持管理する浄水場又は場外施設等（以下「浄水場等」という。）の運転管理業務を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、浄水場等運転管理業務（以下「本業務」という。）に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、浄水場等の機能を十分理解し、契約書、本仕様書その他関係書類等に基づき、委託者の指示に従い、誠実かつ安全に業務を履行するものとする。

2 受託者は、本業務に従事する総括責任者及び業務従事者（以下「従事者等」という。）の労務管理を十分に行い、浄水場等の公共性及び社会的重要性を認識した上で、あらゆる事態に対応できる体制を整えるものとする。

3 受託者は、浄水場等の構造、性能及びその状況を熟知し、運転に精通するとともに、常に問題意識を持ち、創意工夫し業務の履行に努めるものとする。

4 受託者は、浄水場等で受託者以外の者が実施する業務及び工事等と双方の作業に支障がないよう協調して業務を履行するものとする。

5 受託者は、環境に対して十分配慮するとともに、環境負荷の軽減に向けて積極的に取り組むこととする。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、労働関係法令の遵守はもとより、本業務の実施に必要な関係法令等及び委託者の指示命令を遵守するものとする。

2 受託者は、業務履行にあたり次に掲げる法令等を遵守するものとする。

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 職業安定法

(4) 労働災害補償保険法

(5) 水道法

(6) 河川法

(7) 道路法

(8) 電気事業法

(9) 消防法

(10) 騒音規制法

(11) 水質汚濁防止法

(12) 大気汚染防止法

(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(14) 計量法

(15) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(16) 個人情報の保護に関する法律

(17) その他この契約の履行に関する法律

(18) 監督官庁からの指示命令等

(履行期間)

第4条 履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本業務を円滑に履行するため、業務履行開始前に業務引継等を受けることとする。

3 業務引継等に要する準備期間の時期については、受託者により申し出ることとする。なお、業務引継等に係る準備期間に要する費用は受託者の負担とする。

(業務対象施設)

第5条 業務対象施設は、別表1に示すとおりとする。

- 2 委託者が維持管理する浄水場（以下「共同施設」という。）及び関連する場外施設等（以下「単独施設」という。）について、業務を行うものとする。
- 3 共同浄水場の共用開始日は、令和8年4月中旬頃を予定しているが、別途協議にて決定するものとする。
- 4 共同浄水場の共用開始日までの間は、共同施設は鳴門市浄水場、北島町配水場は北島浄水場を業務対象施設とする。

(業務の内容)

第6条 本業務は、旧吉野川から取水した原水を水道法及び関係規定に定める水質に適合するよう浄水処理し、必要な水量を供給するために業務対象施設を運転管理等するものである。

- 2 共同施設に係る業務内容は、別表2に示すとおりとする。
- 3 水質管理目標（設定）値に係る内容は、別表3に示すとおりとする。
- 4 鳴門市単独施設に係る業務内容は、別表4-1に示すとおりとする。
- 5 北島町単独施設に係る業務内容は、別表4-2に示すとおりとする。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約締結後速やかに委託者の定める契約関係書類のほか、次に掲げる書類を契約締結後、速やかに提出するものとする。

- (1) 業務履行計画書（次年度以降は、前年度の3月15日までに提出）
 - (2) 総括責任者選任届及び業務従事者名簿（氏名、経験年数、保有資格等）
 - (3) 健康診断（赤痢菌・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌 O157 等を含む）診断結果
 - (4) 月間勤務予定表（前月の25日までに提出）
 - (5) その他、委託者が指示する書類
- 2 前項に定める業務履行計画書は、次に掲げる内容とする。
- (1) 業務概要
 - (2) 組織表及び従事者等名簿
 - (3) 業務規程及び業務内容
 - (4) 業務実施計画
 - (5) 緊急時連絡体制
 - (6) 安全衛生管理
 - (7) その他、委託者が指示する書類

(業務の対応)

第8条 受託者は、緊急対応が必要な場合等を除いて、浄水場管理棟監視室に1名以上配置するものとする。

- 2 受託者は、浄水場等の浄水水質が仕様書別表3に定める水質管理目標値を満たさないときは、速やかな対応を図るとともに、委託者に状況を報告するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による第三者への影響を最小限に留めるため、最大限の誠意と努力により措置を講じるものとする。
- 4 受託者は、以下の資格を有する技術者（複数人で要件を満たすことも可能とする）として、直接的な雇用関係がある者を派遣できることとする。
 - (1) 1級ポンプ施設管理技術者
 - (2) 給水装置工事主任技術者
 - (3) 1級土木施工管理技士
 - (4) 第1種又は第2種電気工事士

- (5) 危険物取扱者 甲種又は乙種第4類
- (6) 配水管技能者
- (7) 小型移動式クレーン運転技能者
- (8) 玉掛け技能講習又は特別教育修了者

(業務の実施体制)

第9条 本業務の実施体制は、総括責任者及び業務従事者で構成する。

2 総括責任者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）がある者
- (2) 水道浄水施設管理技士1級又は2級の資格を有する者
- (3) 日本国内の上水道施設において、給水人口5万人以上又は施設能力50,000m³/日以上急速ろ過方式の浄水場で、3年以上運転管理業務の経験を有する者

3 業務従事者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 直接的な雇用関係がある者
- (2) 普通自動車第一種運転免許を有する者

① 平日昼間の業務従事者

1 勤務毎の業務従事者は2名以上とし、少なくとも1名は、ゴンドラ取扱業務特別教育及び低圧電気取扱業務特別教育修了証を有する者であり、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア) 水道浄水施設管理技士3級以上を有する者

イ) 日本国内の上水道施設において、給水人口5万人以上または施設能力50,000m³/日以上急速ろ過方式の浄水場で、3年以上の運転管理業務の経験を有する者

ウ) 工場などの事業所において、3年以上の設備管理業務の経験を有する者

② 夜間及び休日の業務従事者

1 勤務毎の業務従事者は2名以上とし、少なくとも1名は、ゴンドラ取扱業務特別教育及び低圧電気取扱業務特別教育修了証を有する者であり、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア) 水道浄水施設管理技士3級以上を有する者

イ) 日本国内の上水道施設において、給水人口5万人以上または施設能力50,000m³/日以上急速ろ過方式の浄水場で、3年以上運転管理業務の経験を有する者

4 業務従事者の業務時間は、次のとおりとする。なお、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に指定する休日、12月29日から翌年の1月3日までとする。

(1) 平日・休日昼間の業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、平日昼間の業務従事者は、休暇・研修・社内行事などにより、年間12日以内の従事しない日数を見込む。ただし、2名が同日に休暇等とならないように配慮することとする。

(2) 平日・休日夜間の業務時間は、午後4時45分から翌日の午前8時45分までとする。

5 受託者は、本業務の履行にあたり心身ともに健全で、協調性をもって業務に当たれる業務従事者を選任することとする。

6 業務従事者は、互いに連携・協力し、それぞれの業務をサポートすることとする。

(総括責任者)

第10条 総括責任者の主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 業務従事者の指揮、監督、労務管理、健康管理及び安全管理
- (2) 委託者が実施する月例報告会等への出席
- (3) その他、委託者との連絡調整に関すること

- 2 受託者は当該総括責任者の退職・転勤等により、委託者がやむを得ないと認める場合を除き、履行期間内に総括責任者を変更することができないものとする。
- 3 総括責任者が交代するときは、同等以上の資格を有する者で、原則30日間程度の事務引継期間をもって交代するものとする。

(業務従事者)

- 第11条 受託者は、業務従事者等の変更が必要なときは、事前に委託者へ必要書類を提出し、委託者の承諾を得なければならないものとする。
- 2 業務従事者が交代するときは、同等以上の資格を有する者又は準備期間において、本業務の内容を十分に把握し、業務を支障なく行うことができると委託者が認める者で、原則14日間以上の事務引継期間をもって交代するものとする。

(業務の記録等)

- 第12条 総括責任者は、業務の打合せ事項、指示事項及び連絡事項などについてその都度記録し、委託者の確認を得るものとする。

(日常の業務引継)

- 第13条 受託者は、業務従事者の交代時に、日常の業務引継を行うものとする。
- 2 日常の業務引継において、必要があると認められる場合には、現場において補足説明を行うなど、業務が円滑に実施することとする。

(緊急時の対応等)

- 第14条 受託者は、給水の停止につながる故障・事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡し、委託者職員の指示に従い対応するものとする。
- 2 受託者は、緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、委託者に提出するものとする。
 - 3 受託者は、緊急事態発生に備え、勤務時間のいかに係わらず常時連絡できる体制を整備し、所要の人員を現場に配置させるなど、応急処置に対応する準備、被害を未然に防止するよう努めるものとする。
 - 4 委託者は、事故又は、自然災害における緊急時に、受託者に支援業務を要請することが出来る。受託者は、緊急支援体制を編成し、可能な限り委託者の要請に応じるものとする。
 - 5 受託者は、業務の履行中に事故等が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、委託者に書面で報告するものとする。

(適切な措置)

- 第15条 受託者は、本業務の実施にあたり、異常の早期発見、異常の拡大及び再発防止等について、常に最善の処置に努めるものとする。
- 2 受託者は、保全点検等により不良箇所及び破損箇所等を発見したときは、現場で対応可能な内容については簡易な補修を行い、委託者へ報告することとする。なお、簡易な補修とは、資材が不要又は支給品を使用するなど新たな費用が発生せず、特殊技能や特殊工具を使用しない補修をいう。

(安全衛生管理)

- 第16条 受託者は、感染症等に関して、平素から安全衛生管理を十分に行うものとする。
- 2 受託者は、労働安全衛生法及びその他災害関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めるものとする。
 - 3 受託者は、従事者等に対して、定期及び臨時の健康診断（赤痢菌・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌 O157 等を含む）を年2回以上実施し、陰性の者を従事させることとし、

診断結果を委託者に提出するものとする。

- 4 受託者は、常に安全衛生管理に細心の注意を払い、従事者等に感染症等の疑いがある場合は変更を行う等、安全衛生管理を徹底するものとする。
- 5 受託者は、施設、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、不要な物品などの整理・整頓に努めるものとする。

(安全教育及び訓練)

第 17 条 受託者は、従事者等に対して施設などの安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を実施するものとする。

- 2 受託者は、従事者等に対して事故その他災害が発生したときの処置について、実施指導、訓練を実施するものとする。
- 3 受託者は、安全教育及び訓練の実施状況を委託者へ提出し報告するものとする。

(受託者の費用負担)

第 18 条 次に掲げる費用は受託者の費用負担とする。

- (1) 受託者が専ら使用する什器、備品、事務用品（設置、通信費を含む）、事務用消耗品
- (2) 報告及び記録用紙類
- (3) 業務履行に必要な安全対策器具類
- (4) 汎用工具類
- (5) 浄水場に常時配置する受託者の車両（車両に係る費用を含む）
- (6) 定期・臨時の健康診断に要する費用
- (7) 教育・訓練・研修及び資格取得等に要する費用

(委託者の費用負担)

第 19 条 次に掲げる費用は委託者の費用負担とする。

- (1) 電気、水道等の光熱水費
- (2) 運転管理に使用する水道薬品、試薬等
- (3) オイル及びウエス等の消耗品類
- (4) 本業務の履行における必要な資材及び部品類

(施設等の使用)

第 20 条 受託者は、第 18 条（受託者の費用負担）を除き、業務対象施設（業務の履行に関係する施設に限る）を無償で利用できるものとする。受託者は、施設等の使用にあたって注意をもって管理するものとする。

- 2 受託者は、契約期間中、業務対象施設の使用に関して、委託者の承諾を得て使用するものとし、節水、節電等に十分配慮するものとする。
- 3 受託者の瑕疵により施設等の破損、汚損等が生じたときは、受託者の負担により弁償するものとする。
- 4 受託者は、管理棟第 1 管理室に無断で立ち入ることを禁止する。ただし、火災などの緊急事態等、その対応を委託者と協議する時間的余裕のない場合にあっては、受託者の判断により適切な応急措置を行い、事後速やかに委託者に報告するものとする。
- 5 受託者は、通勤に利用する自動車等の保管場所について、委託者の承認を得ることにより使用することができるものとする。
- 6 受託者は、業務の履行に直接係わりのない物品を業務対象施設内に持ち込むことを禁止する。また、電子データを含む委託者の物品を無断で持ち出すことを禁止する。
- 7 受託者は、業務の履行に直接係わりのない機器及び物品等にみだりに触れてはならないものとする。

8 受託者は、委託者のパソコンや制御機器を無断で改変及び追加してはならないものとする。

(貸与品等)

第 21 条 本業務の実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品については、委託者の承諾を得て、無償で使用するものとする。

2 受託者の故意又は過失により、貸与品の汚損又は紛失等が発生した場合は、受託者が弁償するものとする。

3 受託者は、本業務を実施する際に必要な鍵を借用する場合は、鍵借用書を作成・提出し、委書の承諾を得ることとする。

4 貸与された鍵については、無断複製を禁止とする。

(従事者等の規律及び服装等)

第 22 条 受託者は、従事者等の作業規律、衛生、風紀等に関し一切の責任を負うものとする。また、業務従事者は統一した作業服を着用するとともに、委託者が発行する従事者証を携帯することとする。

2 受託者の車両には、委託者が発行する車両許可証を車内に備え付けることとする。

(業務実施状況の確認)

第 23 条 委託者は、受託者による本業務が契約に基づき適正に履行されているか確認するため、定期又は臨時に書面及び現地調査などにより実施状況の確認をできるものとする。

2 委託者による実施状況の確認時に是正等を求められた場合、受託者は誠実に対応するものとする。

(委託料の支払)

第 24 条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、その旨を委託者に報告するものとする。

2 委託者は、報告を受けた日から 10 日以内に業務の完了を確認するものとする。

3 委託者は受託者に当該確認の結果を通知するものとする。その際に是正等を求められた場合、受託者は誠実に対応するものとする。

4 受託者は、委託料の請求を月単位で請求ができるものとする。

5 受託者からの前項における適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(守秘義務)

第 25 条 受託者は、本業務の履行において知り得た事項は、本業務の履行みに使用することとし、他に漏らすことなく、注意義務をもって管理するものとする。本業務の契約期間終了後、又は従事者等の退職後も同様とする。

2 受託者は、委託者の書類、図書、電子データ等を許可なく外部に持ち出し又は他人に閲覧、複写、譲渡、転売等の一切の行為を禁止とする。

(履行期間終了にともなう業務の引継)

第 26 条 受託者は、履行期間終了又は契約解除時などによる受託者が交代する場合は、委託者の指示により後任の受託者に技術上の指導及び業務の引継を行うものとする。

2 受託者は、業務の引継に必要な留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継文書を作成することとする。

3 受託者は、本業務が円滑に引き継がれるよう、最大限努力することとする。

4 業務の引継は、後任の受託者の業務履行開始日の前日までに終えるものとする。

5 業務の引継は、受託者の責任において行い、引継に要する費用は受託者の負担とする。

(リスクの負担)

第 27 条 委託者と受託者のリスク負担は、別表 5 に示すとおりとする。

(雑則)

第 28 条 受託者は、委託者に指示されない事項であっても、業務履行上において必要な業務については良識ある判断に基づいて行うものとする。

(疑義)

第 29 条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者、受託者双方が協議して定めるものとする。

1. 共同施設

施設種別	施設名	施設の場所	施設内容
取水施設 浄水施設 排水処理施設	鳴門市・北島町 共同浄水場	板野郡北島町高房字八丁野西	管理棟、浄水処理棟、取水 塔、着水設備棟、濃縮槽、天 日乾燥床、粉末活性炭建屋

2. 鳴門市単独施設

施設種別	施設名	施設の場所	施設内容
送水施設	木津中継ポンプ場	撫養町木津字山畑	ポンプ室、接合井
配水施設	妙見山配水池	撫養町林崎字北殿町	配水池、計器室
	中山配水池口	瀬戸町明神字中山	配水池、計器室
	平草配水池	大麻町板東字中谷	配水池
	中央配水池	撫養町斎田字見白, 木津字見城	配水池、計器室
	鳴門公園配水池	鳴門町土佐泊浦字福池	配水池
	島田島高区配水池	瀬戸町大島田	配水池
	島田配水池	瀬戸町小島田字上戸	配水池
	北泊配水池	瀬戸町北泊	配水池
	葛城配水池	北難町栗田字西傍示	配水池
	栗田配水池	北難町栗田字ハシカ谷	配水池
	折野配水池	北難町折野字藤ノ久保, 字屋敷	配水池
	平草高区配水池	大麻町桧字椎尾谷, 字丸山	配水池
	大谷配水池	大麻町大谷字東山谷	配水池、計器室
	ソフトノミックス 配水池	撫養町木津字川瀬	配水池
	鳴門複合産業団地 配水池	瀬戸町明神字板屋島	配水池
	桧配水池	大麻町桧字丸山, 字高麗	配水池
	四方見橋減圧水槽	瀬戸町撫佐	減圧水槽
	福池ポンプ室	鳴門町土佐泊浦字大毛	ポンプ室、受水槽
	栗田ポンプ室	北難町栗田字ハシカ谷	ポンプ室
	折野ポンプ室	北難町折野字藤ノ久保	ポンプ室
	北泊ポンプ室	瀬戸町北泊	ポンプ室
	鳴門公園ポンプ室	鳴門町土佐泊浦字福池	ポンプ室
	下田第2ポンプ室	大麻町大谷字口ナシ谷	ポンプ室、受水槽
	下田第3ポンプ室	大麻町大谷	ポンプ室、タンク
	大谷加圧ポンプ室	大麻町大谷字東山谷	ポンプ室、受水槽
	ソフトノミックス ポンプ室口	撫養町木津字川瀬	ポンプ室、受水槽
	鳴門複合産業団地 ポンプ室	瀬戸町明神字板屋島	ポンプ室、受水槽
	平草ポンプ室	大麻町板東字中谷	ポンプ室
	桧ポンプ室	大麻町桧字尾山谷	ポンプ室、受水槽
その他	黒崎海底管計器室	撫養町黒崎字松島番外	計器室、流量計室
	旧島田ポンプ室	瀬戸町小島田字上戸	計器室
	高速撫養橋流量計室	撫養町大桑島字湊岩浜	流量計室、テレメータ盤

3. 北島町単独施設

施設種別	施設名	施設の場所	施設内容
配水施設	北島町配水場	板野郡北島町高房字勝瑞境	配水池、ポンプ室

項 目	内 容
運転管理業務	1. 日常の運転監視業務 ① 場内施設の監視・操作及び場外施設の遠隔監視・操作 ② 薬品注入試験（ジャーテスト）等による薬品注入率の決定 ③ 薬品注入設備の運転操作、注入量監視、薬品タンクの切替操作、液位監視及びデータ入力 ④ 各種ポンプ及びバルブ等の操作及び監視 ⑤ 沈殿池、ろ過池、浄水池、配水池、濃縮槽、天日乾燥床を適正な維持を目的とした操作 ⑥ 沈殿池におけるフロック監視、污泥引抜操作及び浮遊物の除去 ⑦ ろ過池の監視、洗浄操作及び浮遊物の除去 ⑧ 活性炭注入運転操作及び活性炭投入（活性炭注入時のみ） ⑨ 沈殿池、ろ過池、濃縮槽のメンテナンス時の操作及び監視 ⑩ その他工事・別作業等により必要となる操作及び監視 ⑪ ITV監視、防犯センサーの入切操作 ⑫ 遠隔監視による電動門扉の開閉操作（訪問者の対応を含む） ⑬ 施錠・開錠箇所の確認 ⑭ 場内施設における不審者等の監視 ⑮ 電話・FAX及びメールによる情報連絡対応（必要に応じて、場長又は担当者へ連絡） ⑯ 不具合発生時の状況確認及び一次対応（応急処置を含む） ⑰ クリプトスポリジウム等対策指針に基づく試料保存（20L採水、14日間保存） ⑱ 原水、沈殿水、ろ過水、浄水、排水等の水質自動測定器の指示値監視及び校正 ⑲ 原水の水温、濁度、色度、アンモニア態窒素、有機物、アルカリ度、pH、電気伝導率の測定及び目視による異常の有無確認 ⑳ 沈殿水の水温、濁度、色度、アンモニア態窒素、有機物、アルカリ度、残留塩素、PH、電気伝導率の測定及び目視による異常の有無確認 ㉑ 浄水の水温、濁度、色度、残留塩素、PH、臭味、電気伝導率の測定及び目視による異常の有無確認 ㉒ 水質測定計器の稼働状況及び試薬等の確認 ㉓ 水質検査結果のデータ入力 ㉔ 水質自動測定装置、排水測定装置、脱泡槽の点検及び洗浄作業 ㉕ 魚類監視水槽の確認 2. 随時実施する業務 ① 浄水処理用薬品及び燃料等の受入 ② PAC注入量の実測 ③ 各ピット内の状況確認及び仮設ポンプによる排水作業 ④ 取水口、着水井、ろ過池、沈殿池及び排水路スクリーンのゴミ取り ⑤ 各種機器のグリスアップ、オイル補充及び交換 ⑥ ストレーナ及びフィルターの清掃 ⑦ 污泥含水率の測定 ⑧ PACタンク底部及びレベルゲージ清掃 ⑨ 天日乾燥床管理及び雑草対策 ⑩ 簡易な補修作業

項 目	内 容
保全管理業務	1. 場内施設、設備の巡視点検（昼間毎日） 点検頻度：1回／日 1回あたりの点検時間の目安：2時間（参考時間） ① 河川、取水口の状況及び取水ポンプの運転状況確認 ② 原水採水ポンプの運転状況確認 ③ 沈殿池及びろ過池の運転状況確認 ④ 薬品注入設備の運転状況確認 ⑤ 薬品タンクの液位（残量）確認 ⑥ 各ポンプの運転状況確認 ⑦ 受電設備の運転及び非常用発電機の状況確認 ⑧ 濃縮槽及び天日乾燥床の状況確認 ⑨ その他施設及び設備の運転状況確認 2. 場内施設、設備の巡視点検（夜間毎日） 点検頻度：2～4回／日 1回あたりの点検時間の目安：30分（参考時間） ① 沈殿池及びろ過池の運転状況確認 ② 薬品注入設備の運転状況確認 ③ 薬品タンクの液位（残量）確認 ④ 各ポンプの運転状況確認 ⑤ その他施設及び設備の運転状況確認 3. 場内施設、設備の巡視点検（毎週） 点検頻度：1～2回／週 1回あたりの点検時間の目安：上記1. 場内施設、設備の巡視点検（昼間毎日）の時間に含む ① ポンプの号機切替（稼働系統/待機系統） ② 薬品注入ポンプの号機切替（稼働系統/待機系統） 4. 場内施設、設備の巡視点検（毎月） 点検頻度：1回／月 1回あたりの点検時間の目安：上記1. の時間に含む ① 管理棟の状況確認 ② 電動門扉、人感センサー及び地震防災BOXの動作確認 ③ 各揚水・排水ポンプの運転状況確認 ④ 進入路排水ポンプの状況確認 ⑤ 河川排水口（2箇所）の状況確認 ⑥ 取水塔水管橋の目視点検 ⑦ 取水流入ゲート 開／閉動作及び電流値確認 ⑧ ゴンドラ設備の自主点検

項 目	内 容
その他の業務	① 空調機器管理 ア) フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び点検票の作成（3か月毎、年4回） イ) 天井カセット式エアコンフィルター清掃（6か月毎、年2回） ② 場内の作業環境維持を目的とした清掃及び簡易除草（3か月毎、年4回） ③ 建物内給気・排気口及び換気扇の清掃（6か月毎、年2回） ④ 浄水場進入路排水桝の清掃及び排水ポンプ点検（6か月毎、年2回） ⑤ ITV監視カメラ 前面部清掃（6か月毎、年2回） ⑥ 執務室（制御室）、休憩・仮眠室の清掃（1か月毎、年12回） ⑦ 取水塔建屋内における雨水浸入時における清掃（随時） ⑧ 施設内における小動物、鳥などの死骸除去（随時） ⑨ 作業用具等の整理・整頓（随時） ⑩ 予備品及び交換部品の在庫管理（随時） ⑪ 日報データの整理及び保存（修正作業含む） ⑫ 運転管理日誌の作成及び管理 ⑬ 薬注管理日誌の作成及び管理 ⑭ 浄水場保守点検記録（毎日・毎月点検）の作成及び管理 ⑮ 水質管理日報の作成及び管理 ⑯ 作業報告書の作成及び管理 ⑰ 障害対応作業報告書の作成及び管理 ⑱ 業務引継書の作成及び管理 ⑲ 運転管理業務記録の作成及び管理 ⑳ 浄水設備日誌の作成及び管理 ㉑ 場内巡視記録の作成及び管理 ㉒ 警報等処置報告書の作成及び管理 ㉓ 電話・来場者対応引継記録作成及び管理 ㉔ PAC注入量実測記録作成及び管理 ㉕ ゴンドラ設備の点検記録作成及び管理 ㉖ 取水塔水管橋の点検記録作成及び管理 ㉗ 沈殿池、濃縮槽などにおける清掃記録の作成及び管理 ㉘ 自家用電気工作物の年次点検記録の作成及び管理 ㉙ 活性炭設備運転記録作成及び管理 ㉚ 高濁度原水時の運転記録作成及び管理 ㉛ 委託者から依頼された調査資料、操作マニュアル・手順書等の作成及び管理 ㉜ 管路、設備事故及び設備異常対応に関すること ㉝ 水質事故及び水質異常対応に関すること ㉞ 取水障害対応に関すること ㉟ 人身事故対応に関すること ㊱ 火災対応に関すること ㊲ 自然災害（地震、落雷、台風など）対応に関すること ㊳ 停電対応に関すること ㊴ 濁水対応に関すること ㊵ 高濁度原水対応に関すること ㊶ その他緊急を要する事項に関すること

1. 水質管理目標（設定）値

No.	項 目		区分	目 標 値	設定値又は箇所
1	pH		共同施設	7.0程度	浄水場出口
2	味		共同施設	異常でないこと	浄水場出口
3	臭気		共同施設	異常でないこと	浄水場出口
4	色度		共同施設	5度以下	
5	濁度		共同施設	2度以下	
6	木津系 残留塩素	夏季	鳴門市 単独施設	1.1mg/L	0.7mg/L ～ 1.5mg/L
		冬季		0.7mg/L	0.4mg/L ～ 1.2mg/L
	木津接合 再塩	夏季	鳴門市 単独施設	0.9mg/L	0.6mg/L ～ 1.3mg/L
		冬季		0.6mg/L	0.4mg/L ～ 1.1mg/L
	大麻系 残留塩素	夏季	鳴門市 単独施設	1.0mg/L	0.7mg/L ～ 1.4mg/L
		冬季		0.6mg/L	0.4mg/L ～ 1.1mg/L
	北島系 残留塩素	夏季	北島町 単独施設	0.7mg/L	0.5mg/L ～ 1.1mg/L
		冬季		0.5mg/L	0.4mg/L ～ 0.9mg/L

2. 水質基準

No.	項 目	基 準 値
1	pH	5.8以上8.6以下
2	味	異常でないこと
3	臭気	異常でないこと
4	色度	5度以下
5	濁度	2度以下
6	残留塩素濃度	水栓における水が、遊離残留塩素は、0.1mg/L以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物もしくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L以上とする。

項 目	内 容
運転管理業務	1. 日常業務 ① 木津、大谷、平草系統送水ポンプの運転状況確認 ② 各単独（場外）施設の運転状況遠隔監視及び操作 2. 随時実施する業務 ① 次亜塩素酸ナトリウム注入設定値の変更、記録及び薬品補充（6箇所） ② 各種機器のグリスアップ及びオイル補充 ③ 各ピット内の状況確認及び仮設ポンプによる排水作業 ④ 除湿剤及び害虫駆除剤の交換 ⑤ 換気設備の清掃 ⑥ 管末ドレン放流箇所の流量調整 ⑦ 簡易な補修作業

項 目	内 容
保安全管理業務	1. 場外施設、設備の巡視点検（毎週） 点検頻度：2回／1週（A/Bコース） 1回あたりの点検時間の目安：3時間15分（移動時間を含む参考時間） ① ポンプの号機切替（稼働系/待機系）及び運転状況確認 ② テレメータ等の伝送装置稼働状況確認 ③ 残留塩素濃度測定 ④ 次亜塩素酸ナトリウムタンク残量及び薬品注入ポンプ稼働状況確認 2. 場外施設の残留塩素濃度測定（毎週） 測定頻度：1回／1週（上記1. 以外の箇所を含む） 1回あたり測定時間の目安：3時間15分（移動時間を含む参考時間） ① 残留塩素濃度測定 3. 場外施設、設備の巡視点検（毎月） 点検頻度：1回／1か月 1回あたりの点検時間の目安：上記1. 点検時間に含む ① 外観、進入路、フェンス及び出入口の状況確認 ② 配水池及び受水槽におけるボールタップの状況確認 ③ 通気及び換気設備の状況確認 ④ 水位計、水位電極及び流量計の稼働状況確認 ⑤ 排水箇所の状況確認 ⑥ 非常用発電機状況確認（5箇所）

項 目	内 容
その他の業務	1. 定期的な業務（毎週・毎月） ① 場外施設保守点検記録（毎週・毎月点検）の作成及び管理 ② 作業報告書の作成及び管理 ③ 障害対応作業報告書の作成及び管理 2. その都度発生する業務 ① 自家用電気工作物（木津中継ポンプ場）の年次点検記録の作成及び管理 ② 委託者から依頼された調査資料、操作マニュアル・手順書等の作成及び管理

項 目	内 容
運転管理業務	1. 日常業務 ① 北島系統送水ポンプの運転状況確認 ② 北島町配水場施設の運転状況遠隔監視及び操作 2. 随時実施する項目 ① 簡易な補修作業

項 目	内 容
保全管理業務	1. 場外施設、設備の巡視点検（毎日） 点検頻度：1回／1日 1回あたりの点検時間の目安：30分（移動時間を含む参考時間） ① 北島町配水場ポンプの運転状況確認 ② テレメータ等の伝送装置稼働状況確認 ③ 残留塩素濃度測定 2. 場外施設、設備の巡視点検（毎月） 点検頻度：1回／1か月 1回あたりの点検時間の目安：上記2. 点検時間に含む ① 外観、フェンス及び出入口の状況確認 ② 水位計及び流量計の稼働状況確認 ③ 排水箇所の状況確認

項 目	内 容
その他の業務	1. 定期的な業務（毎日・毎月） ① 場外施設保守点検記録（毎日・毎月点検）の作成及び管理 ② 作業報告書の作成及び管理 ③ 障害対応作業報告書の作成及び管理 2. その都度発生する業務 ① 自家用電気工作物（北島町配水場）の年次点検記録の作成及び管理 ② 委託者から依頼された調査資料、操作マニュアル・手順書等の作成及び管理

リスクの種別	リスクの内容	リスクの負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任リスク	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者より提供された施設及び条件に瑕疵があった場合	○	
制度・法令リスク	本業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化等により、業務の履行が不可能になった場合	○	
	受託者の責によらないところで、関係機関の行政指導等により、業務の中断、停止あるいはこれにともなうコスト増の場合	○	
	受託者の責による関係機関の行政指導等により、業務の中断、停止あるいはこれにともなうコスト増の場合		○
	受託者の利益に課せられる税等広く一般に影響を及ぼす税制度が変更となった場合（法人税等）		○
	広く一般に影響を及ぼす税制度が変更となった場合（消費税等）	○	
住民・法人対策リスク	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受託者の責により、住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
契約リスク	委託者の責により、受託者が契約を締結できない又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、受託者が契約を締結できない又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約不履行リスク	契約に規定された供給及び支給等において、委託者側の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された義務が履行できない場合、又は業務の履行に重大な支障を及ぼす場合		○
業務指示リスク	契約仕様書等に明記されていない業務において、大幅な人員増やコスト増が見込まれる業務が追加、又は変更となった場合	○	
	受託者が委託者の承諾を得ずに業務計画書と異なる内容で実施された業務であることが明らかになった場合		○
施設損傷リスク	受託者による不適切な運転操作・作業等により、施設に損傷や障害が生じた場合		○
	受託者による予見可能な異常等を報告しなかったことによる施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
不可抗力リスク	自然災害及び施設外からの波及事故などにより、施設に損傷や障害が生じた場合	○	
	受託者の責に帰することのできない大規模停電などの緊急事態により、施設に損傷や障害が生じた場合	○	
第三者賠償リスク	委託者の責により生じた事故等にもなって第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等にもなって第三者損害賠償が生じた場合		○